第46回定時株主総会招集ご通知



日 時

時 2023年6月29日 (木曜日)

午前10時 (受付開始 午前9時)

場所

所 群馬県高崎市栄町1番1号

株式会社ヤマダホールディングス 本社 12階 コンベンションホール

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 監査役1名選任の件

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応等、株主総会の運営方法について変更等がある場合は、当社ウェブサイトにてご案内いたしますので、以下のウェブサイトをご確認ください。

https://www.yamada-holdings.jp/ir/

議決権行使につきましては、書面またはインターネット等に よる事前行使もご活用ください。

≪ 書面またはインターネット等による議決権行使期限 ≫ 2023年6月28日(水曜日) 午後6時まで

◎本株主総会では、お土産のご用意はございません。何卒 ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目 次

招集ご通知

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件 ……………… 5 第2号議案 監査役1名選任の件 …………… 6

事業報告

1. 企業集団の現況	9
2. 会社の現況	16
連結計算書類	22
浦は計質書精に係る監本報生	24

計算書類 28 計算書類に係る監査報告 30



本招集通知は、パソコンスマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。





株式会社ヤマダホールディングス

株主各位

群 馬 県 高 崎 市 栄 町 1 番 1 号 **株式会社ヤマダホールディングス** 代表取締役会長 兼 社長 CEO 山 田 昇

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.yamada-holdings.jp/ir/



東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?show=show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ヤマダホールディングス」または、「コード」に当社証券コード「9831」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類|にある「株主総会招集通知/株主総会資料|欄よりご確認ください。)

株主総会資料 掲載ウェブサイト https://d.sokai.jp/9831/teiji/



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2023年6月28日 (水曜日)午後6時までに3頁のいずれかの方法により議決権を行使されますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2023年6月29日(木曜日)午前10時 (受付開始 午前 9 時)
- 2. 場 所 群馬県高崎市栄町1番1号 本社 12階 コンベンションホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第46期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書 類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第46期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権行使 3~4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。 **について**

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申 し上げます。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について前頁の各ウェブサイトにアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の 規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ・事業報告の「新株予約権等の状況」、「主要な営業所及び工場」、「会計監査人の状況」、 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げ ます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提 出ください。

日 時

2023年6月29日 (木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する替 否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2023年6月28日(水曜日) 午後6時到着分まで



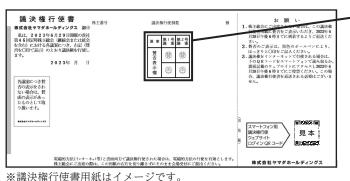
インターネット等で議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対 する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月28日(水曜日) 午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第2号議案

- 賛成の場合 ● 反対する場合
- - 「賛」の欄に〇印
- 「否」の欄に〇印

・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する替否の表示がない場合は、賛成の表示 があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内



QRコードを読み取る方法(スマート行使)

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコード*1をスマート フォン等^{※2}でお読み取りいただき、「スマート行使 | ウェブ サイトへアクセスした上で画面の案内に従って議決権をご行 使ください

(議決権行使コード(ID)及びパスワードのご入力は不要です)。 「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。 議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記「議決権行使 コード(ID)を入力する方法 により再度ご行使いただく必要

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取れるアプリケーション(または機能)が導入されて いることが必要です。



議決権行使書 第21、2023年4月29日開節の信託 第4年日日開発日散会 御報会主たは配会 を告め に向けるを課題がつか、221 情 行をCRFC表示 のとかり講覧機を作扱し

見本

高温報(一)分数 所の表記を3点 ない場合は、数 成の表記があっ たものとして数 り数・また。

行使期限

があります。

2023年6月28日(水曜日)午後6時まで



議決権行使コード(ID)を入力する方法

- (1)議決権行使ウェブサイト(https://soukai.mizuho-tb.co.jp/) にアクセスしてください。
- (2)同封の議決権行使書用紙裏面左下に記載の「議決権行使コ ード(ID)」及び「パスワード」を入力し、「ログイン」ボ タンを押してください。なお、セキュリティ確保のため、 初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要が あります。
- (3)画面の案内に従い、議決権をご行使ください。

行使期限

2023年6月28日(水曜日)午後6時まで



・インターネット等による議決権行使の取扱い及び留意事項

- (1)インターネットと書面 (郵送) により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なもの としてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- .(3)インターネットに関する費用(プロバイダー接続料金、通信料等)は、株主様のご負担となります。
- (4)インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの 機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。
- ・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 フリーダイヤル:**0120-768-524**(年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様は、株式会社ICIが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場 合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配分に関する基本方針において、将来における持続的な企業価値向上に向け、資金効率の向上を図りつつも、経営基盤強化の安定した成長、業界内におけるシェアの維持・向上のための内部留保も不可欠であると考え、財政状況や当期の業績等及び2022年5月6日に公表しました自己株式取得による1株利益の向上並びに物価高を背景に今後の従業員還元等を総合的に勘案した結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、内部留保につきましては、「暮らしまるごと」をコンセプトとした積極的な店舗開発、各事業セグメントのシナジーを最大化するM&A展開、人材の育成、環境資源開発事業へのESG投資等に充当して企業の持続的成長に活用いたします。

- 1. 期末配当に関する事項
 - (1)配当財産の種類 金銭
 - (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金12円 総額 8,499,056,796円
 - (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月30日
- 2. その他の剰余金の処分に関する事項
 - (1) 増加する剰余金の項目及びその額 別途積立金

34,000,000,000円

(2)減少する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金

34,000,000,000円

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 高橋 正光 氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、新たに監査役 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は次のとおりであります。

(1958年9月19日生)

石井 裕久

所有する当社の株式数………

一株

[略歴、当社における地位]

新任

社 外

独立

1982年4月 株式会社第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行

2000年11月 同行 金融市場部デリバティブトレーディンググループ 次長

2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)国際為替部営業第一チーム次長

2004年4月 株式会社みずほ銀行 市場営業部 次長

2007年4月 株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)ディストリビューション部長

2008年4月 同行 グローバルマーケットユニット統括役員付 シニアコーポレートオフィサー

2010年4月 同行 執行役員 グローバルマーケットユニット副担当役員

2012年4月 株式会社みずほ銀行 執行役員 市場ユニット担当(セールス&トレーディング)

2013年4月 みずほ投信投資顧問株式会社(現アセットマネジメントOne株式会社)副社長執行役員

2013年6月 同社 代表取締役副社長 【2016年9月 退任】

2016年10月 株式会社みずほ銀行 理事 【2017年10月 退任】

2017年4月 株式会社ハートエージェンシー 顧問

2017年6月 同社 代表取締役副社長

2018年6月 同社 代表取締役社長 【現任】

2019年6月 東京特殊電線株式会社 社外監査役

2019年0月 米尔村外电脉体八云红 红外鱼直纹

2020年6月 同社 社外取締役監査等委員

2023年3月 同社 社外取締役監査等委員 【退任】

[重要な兼職の状況]

株式会社ハートエージェンシー 代表取締役社長

社外監査役候補者とした理由

石井 裕久 氏は、第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行)時代から、国内外の営業部門、間接部門を問わず、さまざまな部署・職種を経験されており、また、第一勧業銀行・富士銀行・日本興業銀行の3行経営統合後も、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ投信投資顧問株式会社(現アセットマネジメントOne株式会社)の主要ポストを歴任されてきた、非常に貴重なキャリアの持ち主であります。候補者は、「実務者として」、また、「経営者として」、経営全般にわたる豊富な経験や見識、経理・財務に関する知見を有しており、当社グループの「暮らしまるごと戦略」並びに「YAMADA HD 2025 中期経営計画」の推進には、候補者の豊富な知見に基づく助言、監査面での役割が期待されると判断し、新任の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 監査役候補者 石井 裕久 氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償金・争訟費用等が填補されることとなります。本議案が原案どおり選任が承認され、本候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。 なお、当社は被保険者の保険料を全額負担しており、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新す
 - ることを予定しております。
 3. 石井 裕久 氏は、社外監査役候補者であります。
 - なお、当社は、石井 裕久 氏が監査役に選任され就任した場合には、同氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
 - 4. 会社またはその特定関係事業者との事実関係について 石井 裕久 氏は、過去10年間において当社の特定関係事業者(主要な取引先)である株式会社みずほ 銀行の業務執行者であったことがあり、その地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位」欄に 記載のとおりであります。
 - 5. 社外監査役との責任限定契約について 該当事項はありません。

以上

【ご参考】 本定時株主総会後の取締役・監査役(予定)のスキルマトリックス

取締役会の構成は以下の通りであります。また、当社グループの経営理念に基づく「暮らしまるごと戦略」の総仕上げ、並びに「YAMADA HD 2025 中期経営計画」の実現に向け、当社の取締役・監査役がその役割・責務を果たし、意思決定機能及び経営の監督機能を適切に発揮するために保有するスキル(知見・経験)、特に期待する分野を以下の通り選定いたしました。取締役会全体として必要なスキルが備わっていると考えております。

ルが加わつてい	10 C 7	7. C 4.	リソム:	9 0											
					当社	が特に	こスキ	ルの発	揮を期	得して	ている	分野			
氏名 役位	属性	経営戦略 ・	出店政策 ・	商品開発	店舗運営管理	金融事業	住建事業	環境事業	海外事業	I D X 推進・	M & A	人事· 開発	財務・会計	リスク管理	ESG・サス
山 田 昇 代表取締役 会長兼社長CEO		•	•		•				•	•	•			•	•
村 澤 圧 司 代 表 取 締 役 ^{兼副社長執行役員COO}		•		•			•	•		•				•	•
小暮 めぐ美 代 表 取 締 役 兼専務執行役員		•			•							•		•	•
福 井 章 取締役兼執行役員 管財本部 管掌						•			•		•		•	•	•
福田貴 之 取締 役 開発本部管掌			•		•		•							•	•
得平 司 社外取締役	独立 社外	•			•										•
光 成 美 樹 社 外 取 締 役	独立 社外							•							•
吉 永 國 光 社 外 取 締 役	独立 社外	•				•				•			•	•	•
五十嵐 誠 常勤監査役		•				•	•		•		•		•	•	•
岡本 潤 監査 役		•				•					•		•	•	•
飯 村 北 社 外 監 査 役	独立 社外										•		•	•	•
石 井 裕 久 社 外 監 査 役	独立 社外	•				•							•		•

- (注) 1. 当社が特に期待するものに「●」を付けており、全ての知見・経験を表すものではありません。
 - 2. 石井 裕久 氏は、本定時株主総会の「第2号議案 監査役1名選任の件」の監査役候補者であります。

(提供書面)

事業報告

(2022年4月1日から) (2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

[国内外経済等の背景について]

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、行動制限の緩和等により社会経済活動が正常化に向かう一方で、欧米の金融不安問題、ロシア・ウクライナ情勢の長期化によるエネルギー価格や原材料価格の急騰を主因とした物価高が個人消費に与える影響や地政学リスクの高まりなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

家電小売業界では、新型コロナウイルス感染症の影響によって生じた巣ごもり需要の反動減及び従業員の感染による勤務時間減少に伴う販売機会ロス、消費者の節約志向に伴う競争環境の変化、一部製品の供給不足、エネルギー価格や原材料価格の急騰を受け、製品原価や各種コスト増加があった一方、省エネ性能の高い高単価のエアコンや冷蔵庫が好調に推移しました。また、家事負担を軽減する大容量高機能の洗濯機やタイパを意識した調理家電も好調に推移しました。

[当社の取り組みについて]

このような市況を背景に、当社グループは、「YAMADA HD 2025 中期経営計画」スタートの年として、目標達成に向け以下の4つの重点施策、①店舗開発の積極的推進 ②Eコマースの強化推進 ③SPA商品の積極的開発 ④各事業会社別 課題の目標設定 で目標達成を図るを実行することにより、継続した増収増益体制を構築して参りました。

重点施策である店舗開発の積極的推進については、新規出店及び店舗増改築や業態変更を積極的に進める中、「暮らしまるごと」戦略の強化として、「たのしい。くらしをシアワセにする、ぜんぶ。」をストアコンセプトにした体験型店舗「LIFE SELECT (家電、家具・地域という。」をストアコンセプトにした体験型店舗「LIFE SELECT (家電、家具・地域と大級品揃えのお店)」を2021年6月18日の熊本春日店を皮切りに合計29店舗オープン致した(LABILIFE SELECT 6店舗、TeccLIFE SELECT 23店舗うちた(LABILIFE SELECT 6店舗、TeccLIFE SELECT 23店舗うちが家電のアウトレット・リユース商品を豊富に揃えたアウトレット店舗に加え、家具・インテリアに特化した高級家具アウトレット店舗(前橋市に第1号店を開店)等、さまざまな業態店舗の開発を行い既存の家電専門店と合わせ、家電製品と親和性の高い住まいに関連する製品の販売拡大により、売場面積の拡充とシェアの向上は堅調に推移しています。 Eコマースについては、自社ECサイトの刷新やテレビショッピング等の販路拡大による強化を図っております。 SPA商品にいては、換気機能付きエアコンや絶対湿度センサー搭載電子レンジ等の家電から、電動昇降テレビスタンドやBluetootを終する場合については、換気機能付きエアコンや絶対湿度センサー搭載電力とジャルチェア等、お客様の声をダイレクトに活かした多様な商品を投入し発売以来、好調に推移しています。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は前期比1.2%減の1兆6,005億86百万円、営業利益は前期比32.9%減の440億66百万円、経常利益は前期比32.5%減の500億64百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比37.0%減の318億24百万円となりました。減収減益の主な要因は、デンキ事業に於いて、①前年度より継続している一過性の巣ごもり需要反動減 ②従業員の新型コロナウイルス感染による勤務時間減少に伴う販売機会ロス ③市場と連動したDX化による売上と利益の最適化に向けた改革途上に伴う粗利率の低下 ④政策的なバランスシート改革取り組みによる仕入抑制が影響したことによる粗利高の減少に加え、前年度における新型コロナウイルス感染症に伴う助成金収入減に伴う営業外収益の減少によるものです。

なお、販売管理費につきましては、売り場面積5%拡大に向けた人員採用の増加、DX推進への先行投資費用、エネルギー価格の上昇等の影響はありましたが、きめ細かい経費コントロールにより、ほぼ前年水準で推移致しました。

[店舗数について]

当連結会計年度末の店舗数 (海外含む) は、24店舗の新規出店、11店舗の退店により、直営店舗数1,028店舗(ヤマダデンキ997店舗、その他連結子会社31店舗)となり、FC含むグループ店舗数総計は11.621店舗となっております。

企業集団の商品の品目別売上高

(単位:百万円)

		期別			期月1日~			022年 4	lΗ\		増 (△は減	· 沙)	或	
品目別			•	2年3	月31日 <i>/</i> 構 成 上	七	金	D23年 3 額	成 比	金	額	増	減	率
					9	%			%					%
家 電	・情報	家 電	1,191,0	014	73.	5	1,16	4,624	72.8	2	△26,389		$\triangle 2$	2.2
非	家	電	428,3	365	26.	5	43	5,962	27.2		7,596			1.8
合		計	1,619,3	379	100.	0	1,60	0,586	100.0	2	△18,792		\triangle	1.2

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は、25,685百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

Tecc LIFE SELECT 仙台あすと長町店他新店舗等の建物及び構築物、工具器具及び備品 22,039百万円、Tecc LIFE SELECT 仙台あすと長町店他土地等476百万円、テックランド ビバホーム八王子多摩美大前店他の差入保証金3,169百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における設備資金としては、自己資金及び銀行からの借入金でまかないました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の子会社である株式会社桧家住宅及び株式会社桧家住宅名古屋は、株式会社桧家住宅を 吸収合併存続会社、株式会社桧家住宅名古屋を吸収合併消滅会社として、2022年1月1日付 で合併いたしました。

当社の子会社である株式会社ヤマダデンキ及び株式会社大塚家具は、株式会社ヤマダデンキを吸収合併存続会社、株式会社大塚家具を吸収合併消滅会社として、2022年5月1日付で合併いたしました。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2022年4月27日を効力発生日として、株式会社ヒノキヤグループと株式交換を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。

当社の子会社である株式会社ヤマダホームズは、2022年10月1日付でホクシンハウス株式会社の全株式を取得し、完全子会社といたしました。

当社の子会社である株式会社ヤマダファイナンスサービスは、2023年1月18日付で株式会社ハウス・デポ・パートナーズの全株式を取得し、完全子会社といたしました。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

Image: Control of the	分	期別	第43期 (2020年3月期)	第44期 (2021年3月期)	第45期 (2022年3月期)	第46期 (2023年3月期)
売	上	高(百万円)	1,611,538	1,752,506	1,619,379	1,600,586
経	常利	益(百万円)	46,074	98,875	74,136	50,064
		に帰属する 盆(百万円)	24,605	51,798	50,555	31,824
1 1	朱当たり	当期純利益	28円38銭	62円82銭	60円96銭	40円25銭
総	資	産(百万円)	1,163,494	1,252,599	1,271,668	1,271,181
純	資	産(百万円)	645,166	672,545	676,277	611,775

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第45期 の期首から適用しており、第45期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適 用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
				百万円	%	
株式会	社ヤマダテ	゛ンキ		100	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社	±ヒノキヤグ	ループ		100	100.0	住宅事業、不動産投資事業、断熱 材事業、リフォーム事業等
コスモス	・ベリーズ株	式会社		100	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社	ヤマダフィナン	シャル		50	66.0 (66.0)	クレジットカード事業
株式会社	士シー・アイ	・シー		81	100.0 (100.0)	産業廃棄物処理委託業務
インバー	- スネット株:	式会社		100	100.0 (100.0)	中古パソコンの販売
株式会社	ヤマダトレーデ	ィング		50	100.0	住設建材・家庭機器の卸売及び販 売
株式会	社ヤマダホ-	- ムズ		100	100.0 (100.0)	戸建住宅の請負、設計及び施工、 戸建分譲住宅の施工及び販売等
株式会	社ハウステ	・ック		100	100.0	住宅設備機器の製造・販売
山田電機	(瀋陽) 商業有	限公司		百万ドル 199	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会	社イーウェル	レネス		10	100.0	医薬品・日用品等の販売
株式会社や	マダファイナンス	サービス		500	100.0	住宅ローン・各種貸付の取扱
株式会社ヤ	マダ住建ホールデ	ィングス		10	100.0	住建事業グループの経営管理
株式会社ヤマ	ダ環境資源開発ホール	ディングス		99	100.0	リユース・リサイクル事業及び、 エネルギー開発

- (注) 1. 議決権比率の() 内は、間接所有割合で内数であります。
 - 2. 当社は、2022年4月27日付で株式交換により株式会社ヒノキヤグループの全株式を取得し、完全子会社といたしました。
 - 3. 株式会社大塚家具は、2022年5月1日付で株式会社ヤマダデンキに吸収合併しております。

(4) 対処すべき課題

2024年3月期につきましては、新型コロナウイルス感染症の出口が見え、社会経済活動の回復や物価上昇の鈍化、企業の設備投資は底堅く推移するものの、国際金融不安や地政学的リスク、エネルギー価格の高騰等により、国内経済に限らず、世界経済の減速等が引き続き懸念されることから、景気の先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。

国内の小売業界全体では、訪日客の増加に伴うインバウンド需要の回復期待、社会経済活動の正常化や賃金上昇による家計安定等、消費マインドの向上による売上高の増加に期待がもてます。

このような市場環境を背景に、「YAMADA HD 2025 中期経営計画」 2 年目として、以下の各セグメント重点施策を実行し、企業の持続的成長体制を構築して参ります。

デンキ事業

①総売場面積年5%以上増床する積極的な店舗開発 ②ライフセレクト店をコアとした特長特色ある店舗業態展開 ③グループインフラを最大限活用したEコマース事業拡大 ④SPA商品の拡充による商品利益率向上 ⑤成長事業であるリフォーム・家具インテリア事業拡大 ⑥商品回転率の向上を中心としたバランスシート改革

重点施策実現を支える事業インフラとして、①全店装備が完了した電子棚札と膨大な顧客データを活用したデジタルマーケティング ②全国に展開する店舗を活用した物流改革 ③スマートフォンでリフォーム現地調査・見積が出来るIT営業システム ④お客様に寄り添うSE(セールスエンジニア)の拡充 ⑤DX活用による生産性の向上

これらの当社独自のインフラを活かし生産性向上、業務効率化を実現します。

住建事業

①営業拠点拡大による受注体制強化 ②完工日数大幅短縮によるコスト、キャッシュ・フロー改革 ③中古再販事業拡大 ④ナイス株式会社との包括的取り組み強化 ⑤ヒノキヤグループとヤマダホームズでの開発・調達等でのグループシナジー刈り取り ⑥オーナー様への家電家具特典販売等、ヤマダ店舗への誘客施策 ⑦経営資源の集中による生産性の向上

金融事業

NEOBANKサービスや暮らしまるごと戦略に精通した商品開発

環境事業

①家電買取強化によるリユース製品生産台数強化及び新リユース工場建築設計による生産台数増強 ②家電高度リサイクルプラントの新設着工 ③焼却発電システム着工着手による自己循環型環境資源開発完成

(5) **主要な事業内容**(2023年3月31日現在)

当社グループは、家電・情報家電等の販売及び住まいに関する商品販売を主な事業として多店舗展開を行っており、全国に事業所を有しております。

(**6**) **使用人の状況** (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	前	連	結	会	計	年	度	末	比	増	減	
	25,2	84 (6,148)	名			2	,33	3名	増	(2,2	293	名減)		

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 使用人数が前連結会計年度に比べ増加したのは、主として臨時雇用者を正社員へ登用したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
	600	0 (103) 名	292名減(125名減)			44	.5歳					11.4	4年

(注)使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(**7**) **主要な借入先の状況** (2023年3月31日現在)

借	入	5	先	借	入	額
株	式 会 社 み ず	ほ 銀	行		106	,422百万円
株	式 会 社 三 井 住	友 銀	行		57	,982
株	式会社三菱UF	J 銀	行		54	,947
株	式会社東和	和 銀	行		17	,705
株	式 会 社 八 十	二銀	行		17	,588
株	式 会 社 群 月	馬 銀	行		15	,734
み	ず ほ 信 託 銀 行 杉	末 式 会	社		14	,673
株	式 会 社 第 四 北	越 銀	行		5	,568
株	式会社埼玉りそ	な銀	行		3	,090
株	式 会 社 り そ	な銀	行		3	,000

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の子会社である株式会社ヒノキヤグループ、株式会社桧家住宅、株式会社パパまるハウス、株式会社ヒノキヤレスコ、株式会社日本ハウジングソリューション、まいすまい株式会社及び株式会社桧家リフォーミングは、2023年3月16日開催の各社の合併承認株主総会において、2023年7月1日を効力発生日として、株式会社ヒノキヤグループを存続会社、他6社を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。

2. 会社の現況

- (1) **株式の状況** (2023年3月31日現在)
 - ① 発行可能株式総数

2,000,000,000株

② 発行済株式の総数

966,748,539株

(注)譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行により、発行済株式の総数は100,609株増加しております。

③ 株主数

421,140名

④ 大株主(上位10名)

株	主		名	持	株	数	持杉	朱比	率
					3	千株			%
日本マスタートラ	スト信託銀行株式	会社(信託口)		1	15,32	4		16.28	
株式会社テックプ	ランニング			(65,32	7		9.22	
株式会社日本カス	トディ銀行(信託	口)			35,97	9		5.08	
山田 昇				,	28,92	4		4.08	
ソフトバンク株式	会社			4	24,20	0		3.42	
株式会社群馬銀行					12,00	0		1.69	
ジェーピー モル 任代理人 株式会		ス バンク 385 快済営業部)	770 (常		9,59	5		1.35	
		ウェスト クライ 任代理人 株式会社			8,47	9		1.20	
		アンド トラスト 株式会社みずほ銀			7,15	3		1.01	
株式会社東和銀行	Ī				7,00	8		0.99	

- (注) 1. 当社は、自己株式を258,493千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 - ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株	式	数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)			41千株	4名

(注)上記のほか、子会社の取締役4名に59千株を交付しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(2023年3月31日現在)

会社り	こおける	地位	氏		名	担当及び重要な兼職の状況
代表耳 長	Q締役会長 C E	兼社 〇	Щ	田	昇	㈱テックプランニング 代表取締役 公益財団法人山田昇記念財団 代表理事
代表	長 取 絲	行役	村	澤	圧 司	当社 副社長執行役員 ㈱ヤマダ住建ホールディングス 代表取締役
代表	長 取 絲	行役	小	暮	めぐ美	当社 専務執行役員
取	締	役	福	井	章	当社 執行役員 管財本部 管掌
取	締	役	福	田	貴 之	当社 開発本部 管掌
取	締	役	得	平	司	(㈱クロス 代表取締役 (剤フィック 代表取締役
取	締	役	光	成	美 樹	㈱FINEV 代表取締役 公益財団法人日本適合性認定協会 理事(非常勤) 株式会社ソラスト 社外取締役
取	締	役	吉	永	國 光	_
監査	役(常	勤)	五十	·嵐	誠	(株)ヤマダデンキ 監査役 (株)ヤマダホームズ 監査役 (株)ハウステック 監査役 (株)ヤマダファイナンスサービス 監査役 (株)ヤマダ住建ホールディングス 監査役 (株)テックプランニング 監査役
監	査	役	岡	本	潤	(株)ヤマダデンキ 監査役 (株)ヤマダ少額短期保険 監査役 (株)ヤマダン額短期保険 監査役 (株)ヤマダファイナンスサービス 監査役 (株)ヤマダ環境資源開発ホールディングス 監査役 (株)ヤマダライフ保険 監査役
監	査	役	高	橋	正 光	かなた税理士法人 代表社員 (有高橋税務経営事務所 代表取締役
監	査	役	飯	村	北	I T N 法律事務所 代表弁護士 マルハニチロ㈱ 社外取締役 古河電池㈱ 社外取締役 ㈱三陽商会 社外監査役

- (注) 1. 取締役得平 司氏、光成美樹氏及び吉永國光氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役高橋正光氏及び飯村 北氏は、社外監査役であります。
 - 3. 社外監査役高橋正光氏は、税理士と中小企業診断士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 当社は各社外取締役及び各社外監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の範囲は当社及びその子会社(上場会社を除く)の役員(取締役、監査役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人)であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償金・争訟費用等の損害を補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に関する当該被保険者自身の損害などの場合には補填の対象としないこととしております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏		3	名	退	任	日	退	任	事	由	退重	任 時要	の な	位兼	· 担 職	当及状	び況
小	林	辰	夫	2022	年6月	29日	任期	満了	•		当社 (株)さ		締役 デンキ	代	表取締	役	
上	野	善	紀	2022	年6月	29日	任期	満了	•		当社 (株)さ		締役 デンキ	代	表取締	行	

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

		報酬等の総額 - (百万円)	報酬等の種	対象となる		
区	分		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬 等	役員の員数 (名)
取締	役	653	305	81	267	10
(うち社外耳	取締役)	(16)	(16)	(-)	(-)	(3)
監 査	役	60	60	_	_	4
(うち社外園	監査役)	(10)	(10)	(-)	(-)	(2)
合	計	713	365	81	267	14
(うち社外	·役員)	(26)	(26)	(-)	(-)	(5)

- (注) 1. 上記には2022年6月29日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が 含まれております。
 - 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 3. 業績連動報酬等は、単年度の業績目標達成へのインセンティブとして、当社グループの業績目標の達成度に応じて支給される報酬です。
 - 4. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、譲渡制限付株式及び株式報酬型ストックオプションであります。また、当事業年度における交付状況は、「2.(1)⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」及び「第46回定時株主総会資料の新株予約権等の状況 ② 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております。

5. 取締役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第31回定時株主総会において年額750百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、17名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2016年6月29日開催の第39回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプション報酬額として年額450百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、17名です。

さらに、別枠で、2019年6月27日開催の第42回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額450百万円以内(社外取締役を除く)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、14名です。

- 6. 監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第29回定時株主総会において年額68百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
- ④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、株主総会で承認された各報酬総額の範囲内において規定に則り行なわれ、貢献度、財務状況、経済情勢を考慮の上、取締役会でこれを決定しております。

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、短期インセンティブとしての基本報酬及び賞与、中期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬及び長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションで構成しております。基本報酬は、職位や担当する職務内容、職責及び会社業績などを総合的に勘案した上で決定しております。賞与は、具体的な達成条件等は定めておりませんが、会社業績及び職務遂行に対する業績評価等を総合的に考慮し、配分額を決定しております。また、社外取締役及び監査役の報酬は、経営への監督機能を有効に機能させるため、固定報酬のみとしております。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役得平 司氏は、株式会社クロスの代表取締役及び有限会社フィックの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役光成美樹氏は、株式会社FINEVの代表取締役、公益財団法人日本適合性認定協会の理事及び株式会社ソラストの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・監査役高橋正光氏は、かなた税理士法人の代表社員及び有限会社高橋税務経営事務所の代表取締役であります。当社は、かなた税理士法人と税務申告書作成業務等の取引関係がありますが、同社との取引規模は当社連結売上高の0.0002%未満とごくわずかであることから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないものと考えております。有限会社高橋税務経営事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役飯村 北氏は、ITN法律事務所の代表弁護士であります。当社は、同氏より必要に応じて法律上のアドバイス等を受けておりますが、その年間取引規模は当社連結売上高の0.0003%未満とごくわずかであることから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないものと考えております。また、同氏はマルハニチロ株式会社の社外取締役、古河電池株式会社の社外取締役及び株式会社三陽商会の社外監査役であります。当社とマルハニチロ株式会社、古河電池株式会社及び株式会社三陽商会との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

		出席状況、発言状況及び
		社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
		当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしまし
		t.
		家電業界のコンサルタントとして、販売の現場からマーケット環
		境調査まで自らの足を使って行う調査・分析に基づく教育やセミ
取締役	得平 司	ナー、レポート等に定評があり、当社の経営に対しても長年にわ
	10 1 11	たる豊富な経験と知見に基づき、現場目線での有益なご意見や助
		言をいただいております。その他、小売業の重要なテーマのひと
		つEC分野のコンサルティングも強化しており、当社グループのイ
		ンフラを最大限活用したEコマース事業の拡大においても、市場
		分析、現場目線による指摘、助言、支援をいただいております。
		当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしまし
		た。
		企業のESG/SDGs、多様性の取り組み、TCFDに準じた気候変動
		体制整備、研修等に関する豊富な専門知識を有しており、多くの
取締役	光成美樹	企業に対するコンサルティングを行っております。当社グループ
4X 7市 1又	儿以天倒	は、ESG経営として幅広いステークホルダーのニーズに応え、事
		業を通じた社会課題の解決に向けたSDGsの重点分野として3つ
		のテーマを定めており、サステナビリティの取り組みを積極的に
		推進しているなかで、豊富な知見に基づく客観的かつ的を射た助
		言をいただいております。

出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 2022年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会15 回の全てに出席いたしました。 大蔵省(現財務省)、岩手県副知事、関東財務局長等を歴任し、 金融機関時代においては、「靴底を減らす活動 | 「雨でも傘をさ し続ける銀行」「謙虚さのDNAを忘れない銀行」を理念に、 取締役 吉永國光 ESG/SDGsと顧客支援は密接な関係にあるとし、積極的な取り組 みを推進する等、古い慣習にとらわれない柔軟かつ迅速な施策を 打ち出し、新しい銀行のあり方を自らがリーダーとして率先して 取り組んできた実績があります。これらの長年にわたる経験に基 づき、金融面をはじめとした豊富な知見による助言等をいただい ております。 当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしまし た。また、監査役会12回の全てに出席いたしました。 主に税理士の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確 監 査 役 高橋正光 保するための助言・提言、また、当社の経理システム並びに内部 監査についてご意見やご指摘をいただいております。 当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしまし た。また、監査役会12回の全てに出席いたしました。 弁護士としての公正・中立な立場から、豊富な経験と優れた見識 監査役 飯村 北 に基づき、異なる観点から経営に関するご意見をいただくことに より、当社のコーポレート・ガバナンス及び経営に貢献いただい ております。

⑥ 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の	部	負 債 (か 部
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	613,773	流,動負債	438,932
現金及び預金	47,236	支払手形及び買掛金	90,632
受 取 手 形	4,832	工事未払金	14,156
売掛金	68,821	短期借入金 1年内返済予定の長期借入金	122,725 55,201
完成工事未収入金	3,134	リーー ス 債 務	6,282
営業貸付金	14,448	未 払 法 人 税 等	1,552
		契約 負債	50,343
	338,382	未成工事受入金	20,194
販 売 用 不 動 産	48,760	賞 与 引 当 金	12,777
未成工事支出金	7,600	その他の引当金	4,278
仕 掛 品	1,418	_ そ の 他	60,787
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	6,361	固定負債	220,472
そ の 他	74,667	長期借入金	124,739
貸 倒 引 当 金	△1,889	リース 債 務 役員退職慰労引当金	10,592 316
固 定 資 産	657,407	商品保証引当金	1,407
有形固定資産	439,569	その他の引当金	145
建物及び構築物	201,943	退職給付に係る負債	34,311
土地地	204,726	資産除去債務	36,748
		そ の 他	12,211
リース資産	14,332	負 債 合 計	659,405
建設仮勘定	6,023	純 資 産	の部
そ の 他	12,542	株主資本	605,535
無形 固定資産	42,095	資 本 金 資 本 剰 余 金	71,124 74,653
投資その他の資産	175,742	資 本 剰 余 金	581,540
投 資 有 価 証 券	14,362	自己株式	△121,784
長期貸付金	2,578	その他の包括利益累計額	_121,731 △914
退職給付に係る資産	1,553	その他有価証券評価差額金	△1,139
繰延税金資産	57,587	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,943
差入保証金	76,611	退職給付に係る調整累計額	△1,719
を そ の 他	25,945	新株子約権	1,963
		非支配株主持分	5,191
貸 倒 引 当 金 資 産 合 計	△2,895 1,271,181	<u>純 資 産 合 計</u> 負債・純資産合計	611,775
(注) △類は 五丁四十进た切り換っ			1,271,181

(注)金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から) 2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

		TN				н			(単位・日月円)
		科				<u> </u>		金	額
売売			上			高			1,600,586
売			Ł	原		価			1,151,815
	売		上	総	利		益		448,771
販	売	費	ひ 一	般	管理	費			404,705
	営		業		利		益		44,066
営		業	外	Ц	又	益			10,186
	受		取		利		息		730
	仕		入		割		引		2,307
	売		電		収		入		1,908
	そ		_	0)			他		5,238
営	_	業	外		費	用			4,187
_	支	-14	払	_	利	* 1.5	息		1,472
	売		電		費		用		772
	そ			の			他		1,942
	経		常	- ,	利		益		50,064
特	-1	5	;; <u>;</u>	利	1.5	益			1,287
1.0	固	定 定	· · 資	産	売		益		70
	投	資	有価	証	券 売	-	益		242
	退	職	給付	制	度改	定定	益		893
	そ	7144	WH 13	の	/2 5/	, , _	他		80
特		두	i)	損		失	10		7,767
10	固	定	資	産	処	分	損		268
	減	/_	損)	損	/3	失		6,445
	災	害	に	ょ	る	損	失		321
	そ	Н	. –	の	•	4//	他		732
	税	金 等	事調 整	前	当 期	純 利	益		43,584
	法	人税		元 税		事業	税		14,172
	法	人人	税	等	調	整	額		△2 , 830
	当		期	純	利		益		32,242
		支配材	朱 主 に 帰			期純利	益		417
			朱主に帰			期純利	益		31,824
	-100		///-			40 13		I .	

⁽注)金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社ヤマダホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 北関東事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮 木 直 哉 業 務 執 行 社 員 公認会計士 福 島 力 業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマダホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマダホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人 は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統 制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の 注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企 業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第46期事業年度に係る連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。 2023年5月15日

株式会社ヤマダホールディングス 監査役会

常勤監査役 五十嵐 誠 (印) 潤 (印) 監 杳 役 出 本 光 (印) 監 役 高 橋 正 杳 村 11: 役 飯 (EII) 監 杳

(注) 監査役高橋正光及び監査役飯村 北は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の	部	負 債 の	(単位:自万円) 部
科目	 金 額	科目	金額
流 動 資 産	100,419	流 動 負 債	215,503
現金及び預金	4,161	買掛金	66,190
売 掛 金	37,116	短 期 借 入 金	64,991
原材料及び貯蔵品	0	1年内返済予定の長期借入金	52,846
関係会社短期貸付金	30,653	リース債務	54
前払費用	3,092	未 払 金 未 払 費 用	2,670
未収入金	20,829	未 払 費 用 未 払 法 人 税 等	129 683
1年内回収予定の差入保証金	3,856	前爱金	258
7 - T - T - T - T - T - T - T - T - T -	9,711	関係会社預り金	25,391
貸 倒 引 当 金	△9,003	賞与引当金	637
日	503,800	役員賞与引当金	81
有形固定資産	310,373	そ の 他	1,570
建物	137,247	固定負債	170,440
構築物	93	長期借入金	112,826
機械及び装置	2	リース債務	211
車 両 運 搬 具	1	退職給付引当金資産除去債務	23,154 30,294
工具器具及び備品	145	そ の 他	3,952
土	172,622		385,943
リース資産	237	純 資 産	の 部
建設仮勘定	23	株 主 資 本	217,652
無形固定資産	32,292	資 本 金	71,124
借地權	30,889	資本 剰余金	79,942
16 地 他 そ の 他	1,403	資本準備金	71,043
投資その他の資産	1,403 161,134	その他資本剰余金	8,899
	6,439	利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金	188,368 312
せい 資 有 価 証 券 日 関 係 会 社 株 式 日		その他利益剰余金	188,056
	83,163	別途積立金	129,135
	11,811	繰越利益剰余金	58,921
長期前払費用	3,036	自己株式	△121,784
繰延税金資産	15,084	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1,339
差入保証金	41,810	その他有価証券評価差額金	△1,339
その他	1,098	<u>新株 予約権</u>	1,963
貸 倒 引 当 金	△1,310	純 資 産 合 計	218,276
資産合計	604,220	負 債 ・ 純 資 産 合 計	604,220

⁽注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

<u>損 益 計 算 書</u> (2022年4月1日から) 2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

		科				目		金	額
224			<u>+</u>	ula				並	
営		業		収		益	det		68,704
	経		営	管		理	料		12,614
	不	動	産	賃	貸	収	入		14,936
	受		取	配		当	金		41,154
営		業		費		用			10,964
	不	動	産	賃	貸	原	価		10,964
	営		業	総		利	益		57,740
販	売	費及	と び ー	般	管 理	費			15,461
	営		業		利		益		42,279
営		業	外	Ц	又	益			4,960
	受		取		利		息		544
	仕		入		割		引		2,232
	そ			の			他		2,183
営	-	業	外		貴	用			1,649
_	支	-14	払		利	* 1.2	息		1,040
	そ		1-1	の	1.3		他		609
	経		常	- ,	利		益		45,590
特	477	別		利	15	益			23
10	投	資	有 価	証	券	施 売 却	益		23
特	1X	別別		損	25	失	ш		929
10	固	定	資	産	処	ク 分	損		2
	減	Æ	損	圧	損	Л	失		615
	関	15		1/4-		⇒ / ≭			
		係	会 社	株	式	評 価	損		303
	そ	-1	<u> </u>	<i>の</i>	n 4	+ 11	他		8
	税	引	前当			电 利	益		44,684
	法	人税		民 税		び事業	税		767
	法	人	税	等	調	整	額		970
	当		期	純		利	益		42,946

⁽注)金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社ヤマダホールディングス 取締役会 御中

> 有限責任 あずさ監査法人 北関東事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮 木 直 哉 業 務 執 行 社 員 公認会計士 宮 木 直 哉 指定有限責任社員 公認会計士 福 島 力業 務 執 行 社 員 公認会計士 福 島 力

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマダホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当 監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を 喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項 付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、 将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

株式会社ヤマダホールディングス 常勤監查役 五十嵐 本 (印) 岡 潤 査 役 杳 橋 光 監 役 高 正 (印) 村 杳 役 飯 11:

(注) 監査役高橋正光及び監査役飯村 北は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

メ	Ŧ	

メ	Ŧ	

メ	Ŧ	

メ	Ŧ	

メ	Ŧ	

定時株主総会会 場ご案内図

日時

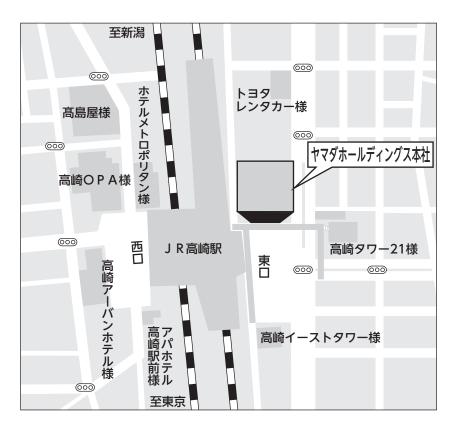
2023年6月29日(木曜日) 午前10時 開会 (午前9時 受付開始)

会 場

群馬県高崎市栄町1番1号 株式会社ヤマダホールディングス 本社 12階 コンベンションホール

交通機関

- ・ J R 「高崎駅」東口より 徒歩約1分
- ・関越自動車道「高崎 I C」より 約20分



※本株主総会では、お土産のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

お車でお越しの方へ

- お車でお越しの際は、本社(店舗:LABI1 LIFE SELECT 高崎)の立体駐車場7階~9階をご利用ください。 なお、午前10時までに2階~6階へ駐車された場合は、当社の店舗が開店しておりませんので、 夜間通用口からエレベーターで1階まで降りていただき、本社1階入口より入館してください。 また、お帰りの際は、店舗内のエレベーターにて駐車された階までお戻りください。
- JR「高崎駅」周辺の道路は、交通渋滞の発生が見込まれますので、できる限り公共交通機関を ご利用ください。



